

平成27年第2回
中札内村議会臨時会会議録

平成27年5月8日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 代表監査委員 木村 誠

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 高桑 浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林 真悠君

◎議事日程

日 程 第 1		仮議席の指定
日 程 第 2	選挙第 1 号	議長の選挙
日 程 第 3		会期の決定
日 程 第 4	選挙第 2 号	副議長の選挙
日 程 第 5		議席の指定
日 程 第 6		会議録署名議員の指名
日 程 第 7		常任委員会の選任
日 程 第 8		議会運営委員の選任
日 程 第 9	選挙第 3 号	十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日 程 第 10	選挙第 4 号	十勝環境複合事務組合議会議員の選挙
日 程 第 11	選挙第 5 号	十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
日 程 第 12	選挙第 6 号	とちろ広域消防事務組合議会議員の選挙
日 程 第 13		議会広報特別委員会の設置について
日 程 第 14	報告第 2 号	中札内墓地通路除雪作業時における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
日 程 第 15	承認第 1 号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日 程 第 16	議案第 32 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日 程 第 17	議案第 33 号	中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日 程 第 18	議案第 34 号	財産の購入について
日 程 第 19	議案第 35 号	平成 27 年度中札内村一般会計補正予算について

○**事務局長（長澤則明君）** 事務局長の長澤です。

この臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっています。

年長の男澤秋子議員をご紹介します。

（男澤秋子君 議長席に着く）

○**臨時議長（男澤秋子君）** ただいま紹介されました男澤です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

お諮りいたします。

このたび、それぞれが当選の栄誉を担って議席を得ました。本来であれば、ここで自己紹介をするところですが、お互いの面識ある方々と思いますので省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（男澤秋子君）** 異議なしと認めます。

したがって、自己紹介は省略いたします。

◎開会・開議の宣告

○**臨時議長（男澤秋子君）** ただいまから、平成27年第2回中札内村議会臨時会を開会します。

会議に先立ち、村長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

（田村光義村長登壇）

○**村長（田村光義君）** 本日、ここに新しく選ばれた議員各位をお迎えして、第2回臨時会を開会することにあたり、あいさつを申し上げる機会をいただき、光栄に存じます。

皆様には、今回の村議会議員選挙において、住民の信望を担って、めでたく当選の栄に浴され、本日ここに初の議会を開会する運びとなりました。心からお祝いとお喜びを申し上げます。

本村は、昭和22年の分村以来、村議会先輩各位をはじめ、村民皆様の弛まざるご努力により、肥沃な大地、豊かな自然環境の中で第一次産業を基幹産業として、着実に発展してきております。

一方、国は東日本大震災から早期復興と防災対策に加え、アベノミクスの経済対策の効果を地方に広げるため地方創生を推進していくとしており、人口減少の克服や少子化対策など近々の課題を抱える本村においても創意工夫を凝らし、全力でこの課題解決に取り組んでまいります。

当面する行政課題をはじめ、施策の遂行にあたりましては徹底した情報公開に努め、事業の緊急性、効果に従事し、財源の重点的、効率的な配分に努めるとともに、第6期まちづくり計画に基づき、健全財政を堅持しつつ、施策を推進してまいりたいと考えております。

議会は民主的な村づくりを進める上で重要な責務を担っており、村政に係る様々な課題

を克服し、村づくりを推進していくためには議会と私どもが情報を共有し、共に考え、議論し、村民の期待に応じていくことが必要であると考えております。

私は村政を担当し、間もなく10年を迎えますが、住民福祉増進のため最善の努力を傾ける所存であり、議員の皆様には何卒温かいご理解をいただき、住民福祉と村政発展のため格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、平成27年度の行財政各般につきましては、去る3月定例会において議決をいただいているところであり、引き続きご当選の各位には、すでに具体的な内容についてご承知をいただいているところでございますが、この機会に対応を申し上げ、各位のご理解をいただきたいと存じます。

村の憲法とも言えるまちづくり基本計画条例を基本に据えて、子育て支援対策及び定住化対策を最重点施策としながら、生活基盤や福祉教育環境の整備、産業の振興など各般に渡る取り組みを積極的に展開したいと考えており、住んでみたい、住んでよかったと実感のできる村づくりを目指して、職員と一丸となって普段の努力を続けてまいる所存であります。

交付税に依存している本村の今後の財政運営は、ますます厳しい状況になることが予想され、村民の皆様のご要望に十分に答えることができないこともありますが、持っている貴重な資源、人材、財源を有効に活用し、効率的なまちづくりに総力を上げて取り組んでまいります。

幸い、公平公正な立場で高い見識をお持ちの皆様をお迎えできましたことは、各般の施策を推進する上で大変力強さを覚えております。

どうか議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍くださるよう祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

○臨時議長（男澤秋子君） 村長のあいさつが終わりました。

ただちに、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（男澤秋子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

臨時議長が指定した仮議席は次の通り。

- | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 男 | 澤 | 秋 | 子 | 君 |
| 2番 | 北 | 嶋 | 信 | 昭 | 君 |
| 3番 | 黒 | 田 | 和 | 弘 | 君 |
| 4番 | 高 | 橋 | 和 | 雄 | 君 |
| 5番 | 中 | 井 | 康 | 雄 | 君 |
| 6番 | 中 | 西 | 千 | 尋 | 君 |
| 7番 | 宮 | 部 | 修 | 一 | 君 |
| 8番 | 森 | 田 | 匡 | 彦 | 君 |

○臨時議長（男澤秋子君） 次に、議長の選挙を行いますので、準備ができるまで暫時休

憩します。

休憩 午前10時 7分
再開 午前10時 8分

○臨時議長（男澤秋子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（男澤秋子君） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に北嶋信昭君と黒田和弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○臨時議長（男澤秋子君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（男澤秋子君） 配布もれなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱の点検)

○臨時議長（男澤秋子君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記・無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票願います。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（長澤則明君） それでは、お名前をお呼びいたします。

2番北嶋信昭議員。

3番黒田和弘議員。

4番高橋和雄議員。

5番中井康雄議員。

6番中西千尋議員。

7番宮部修一議員。

8番森田匡彦議員。

1番男澤秋子議員。

○臨時議長（男澤秋子君） 投票もれはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（男澤秋子君） 投票なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

北嶋信昭君及び黒田和弘君、開票の立会をお願いします。

(開票)

○臨時議長（男澤秋子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは、先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票8票、無効投票0票です。有効投票のうち、高橋和雄君8票、ほかゼロ。

以上の通りです。

この選挙の法定得票数は、2票です。

したがって、高橋和雄君が議長に選出されました。

ただいま議長に選出された高橋和雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

（議長の発言を求める者あり）

○臨時議長（男澤秋子君） 議長に当選されました高橋和雄君から発言が求められておりますので、これを許します。

（高橋和雄君登壇）

○議長（高橋和雄君） たくさんの指示を得る中で、再度議長を受けることになりました。本当にありがとうございます。

前回も議長を務めさせていただきました。2回目ですので、議長の重責というのはよくよく存じておりますし、これからの議会においては職責をまず全うすることを基本に頑張っていきたいなと思っております。

議長の大きな役割として、村との調整ということもありますが、私はやはり近隣町村に負けない立派な中札内の議会運営をしていきたいというふうに常々思っております。

そんなことから、前回も確か、皆さんと話し合いをしながら議会運営を進めてきたという経緯もございまして、この次も皆さんといろいろとお話をさせていただきながら、議会運営をしていきたいと思っておりますので、皆さんのご理解とご支援をよろしくお願いしたいと思います。

簡単措辞ですが、就任にあたってのごあいさつに代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

（拍手）

○臨時議長（男澤秋子君） これで、臨時議長の職務は全て終了しました。

ご協力ありがとうございました。

高橋和雄議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

（高橋和雄議長 議長席に着く）

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第1 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 追加日程第1、会期の決定を議題にします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日といたします。

◎追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

- 議長(高橋和雄君) 追加日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
ただいまの出席議員数は8人です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に北嶋信昭君と黒田和弘君を指名いたします。
それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

- 議長(高橋和雄君) 投票用紙の配布もれはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋和雄君) ないようでしたら、投票箱を点検いたします。
(投票箱の点検)
- 議長(高橋和雄君) 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記・無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票願います。
それぞれ記入をしてください。
終わりましたか。
ただいまから、投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

- 事務局長(長澤則明君) それでは、お名前をお呼びいたします。

- 1 番男澤秋子議員。
- 2 番北嶋信昭議員。
- 3 番黒田和弘議員。
- 5 番中井康雄議員。
- 6 番中西千尋議員。
- 7 番宮部修一議員。
- 8 番森田匡彦議員。
- 4 番高橋和雄議員。

- 議長(高橋和雄君) 投票もれはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(高橋和雄君) 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
北嶋信昭君及び黒田和弘君、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○議長（高橋和雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、中井康雄君5票、黒田和弘君2票、北嶋信昭君1票。

以上の通り、この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、中井康雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された中井康雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

（副議長の発言を求める者あり）

○議長（高橋和雄君） ただいま副議長に当選されました中井康雄君から発言が求められておりますので、これを許します。

中井康雄君、お願いいたします。

（中井康雄君登壇）

○副議長（中井康雄君） 中井です。よろしくをお願いいたします。

皆さんから選ばれましたので、高橋議長をしっかりとサポートしながら副議長の職を全力で過ごさせていただきます。

簡単でございますけれども、就任のごあいさつさせていただきます。

ありがとうございました。

（拍手）

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩いたします。

議員控室で議席のくじ引きを行いますので、議員控室のほうに集まってください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時35分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第3 議席の指定

○議長（高橋和雄君） 追加日程第3、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

局長、お願いします。

○事務局長（長澤則明君） それでは、議席の指定をいたします。

1 番北嶋信昭議員。

2 番森田匡彦議員。

3 番黒田和弘議員。

4 番中西千尋議員。

5 番男澤秋子議員。

6 番宮部修一議員。

7 番中井康雄議員。

8 番高橋和雄議員。

○議長（高橋和雄君） ただいま朗読した通り、議席を指定いたします。
議席が決まりましたので、それぞれしての議席に着席をお願いいたします。
（議員一同 指定の議席に移動）

○議長（高橋和雄君） それでは、再度休憩を取りますが、休憩中に全員協議会を開催し、常任委員会所属の協議を行っていただきたいと思ひます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時37分
再開 午前11時18分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思ひます。
長い時間休憩をさせていただきました。ありがとうございます。

◎追加日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 追加日程第4、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番北嶋信昭君と2番森田匡彦君を指名いたします。

◎追加日程第5 常任委員の選任

○議長（高橋和雄君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。
常任委員の選任については、委員会条例第2条第1号及び第2号並びに第7条第1項の規定によって、総務厚生常任委員に黒田和弘君、中西千尋君、男澤秋子君、中井康雄君、それに高橋和雄です。
次に、産業文教常任委員に北嶋信昭君、森田匡彦君、宮部修一君、中井康雄君、高橋和雄の各5名を指名したいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。
異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました通り、常任委員に選任することに決定をいたしました。
本来であれば、休憩を取って常任委員会を開いていただき委員長を互選していただくことになっておりましたが、すでに互選を行っておりますので、諸般の報告として報告させていただきますと思ひます。
休憩中に各常任委員会において、委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されておりますので、報告をいたします。
総務厚生常任委員会委員長に、男澤秋子君。
産業文教常任委員会委員長に、北嶋信昭君。
以上の通り、互選された旨を報告されました。

◎追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（高橋和雄君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第2項及び第7条第1項の規定によって、中井康雄君、男澤秋子君、北島信昭君、高橋和雄の4名を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

諸般の報告をいたします。

本来であれば、議会運営委員会を開いて委員長が互選されることになっておりますが、その結果の報告書が議長に提出されておりますので、報告をしたいと思います。

議会運営委員会委員長に中井康雄君。

以上の通り、互選された旨の報告がありました。

◎追加日程第7 選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋和雄君） 追加日程第7、選挙第3号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

次に、指名の方法について協議をお願いいたします。

（発言を求める者あり）

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） この際、動議を提出します。

指名方法については、黒田議員が指名されますよう提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ただいま男澤秋子君から、黒田和弘君が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、黒田和弘君が指名することに決定いたしました。

それでは、黒田和弘君、指名をお願いいたします。

○3番（黒田和弘君） それでは、指名をさせていただきます。

十勝圏複合事務組合議会議員に、高橋議長を指名します。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

ただいま、黒田和弘君が指名しました高橋和雄議長を十勝圏複合事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました高橋和雄議長が十勝圏複合事務組合議会議員の当選人になりましたので、これを承諾いたします。

◎追加日程第8 選挙第4号 十勝環境複合事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋和雄君） 追加日程第8、選挙第4号、十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法について協議を願います。

（発言を求める者あり）

○議長（高橋和雄君） 男澤秋子議員。

○5番（男澤秋子君） この際、動議を提出します。

指名の方法については、黒田和弘議員を指名されますよう提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ただいま男澤秋子君から、黒田和弘君が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立しました。

お諮りをいたします。

この動議の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、黒田和弘君が指名することに決定をいたしました。

それでは、黒田和弘君、指名をお願いいたします。

○3番（黒田和弘君） それでは、指名をさせていただきます。

十勝環境複合事務組合議会議員に、高橋議長を指名します。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

ただいま黒田和弘君が指名しました高橋和雄議長を十勝環境複合事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました高橋和雄議長が十勝環境複合事務組合議会議員の

当選人になりましたので、これを承諾いたします。

◎追加日程第9 選挙第5号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（高橋和雄君） 追加日程第9、選挙第5号、十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

次に、指名の方法について協議をお願いいたします。

（発言を求める者あり）

○議長（高橋和雄君） 男澤秋子議員。

○5番（男澤秋子君） 動議を提出いたします。

指名の方法については、黒田和弘議員が指名されますよう提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ただいま男澤秋子君から、黒田和弘君が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立いたしました。

お諮りをいたします。

この動議の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、黒田和弘君が指名されることに決定をいたしました。

それでは、黒田和弘君、指名をお願いいたします。

○3番（黒田和弘君） それでは、指名をさせていただきます。

十勝中部広域水道企業団議会議員に、高橋議長を指名します。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

ただいま黒田和弘君が指名しました、高橋和雄議長を十勝中部広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました高橋和雄議長が十勝中部広域水道企業団議会議員の当選人になりましたので、これを承諾いたします。

◎追加日程第10 選挙第6号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋和雄君） 追加日程第10、選挙第6号、とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

次に、指名方法について協議をお願いいたします。

(発言を求める者あり)

○議長(高橋和雄君) 男澤秋子議員。

○5番(男澤秋子君) 動議を提出いたします。

指名の方法については、黒田和弘議員を指名されますよう提案いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) ただいま男澤秋子君から、黒田和弘君が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立いたしました。

お諮りをいたします。

この動議の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、黒田和弘君が指名することに決定をいたしました。

それでは、黒田和弘君、指名をお願いいたします。

○3番(黒田和弘君) それでは、指名をさせていただきます。

とちろ広域消防事務組合議会議員に、高橋議長を指名します。

○議長(高橋和雄君) お諮りをいたします。

ただいま、黒田和弘君が指名しました高橋和雄議長をとちろ広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました高橋和雄議長がとちろ広域消防事務組合議会議員の当選人になりましたので、これを承諾いたします。

◎追加日程第11 選挙第7号 南十勝消防事務組合議会議員の選挙

○議長(高橋和雄君) 追加日程第11、選挙第7号、南十勝消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

南十勝消防事務組合議会議員に、黒田和弘君、中西千尋君の2名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名しました黒田和弘君、中西千尋君を南十勝消防事務組合議会議員の当選人にすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました黒田和弘君、中西千尋君が南十勝消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒田和弘君、中西千尋君が議場におられますので、この席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

◎追加日程第12 議会広報特別委員会の設置について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第12、議会広報特別委員会の設置についてを議題にいたします。

お諮りをいたします。

村議会は、重要な意思決定機関であり、このことが村民に十分理解されるよう議会広報も重要な役割と考えていますので、継続的に発行活動をしたいと思います。

この特別委員会の設置については、委員会条例第5条の規定により、4人の委員で構成する議会広報特別委員会とし、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、この議会広報特別委員会の設置については、4人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、男澤秋子君、中西千尋君、森田匡彦君、宮部修一君の4人を指名したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました通り議会広報特別委員に選任することに決定しました。

休憩中に広報特別委員会が開催され、委員長が決定しております。その結果の報告が議長に提出されておりますので、報告をしたいと思います。

議会広報特別委員会委員長に森田匡彦君。

以上の通り、森田匡彦君が互選された旨の報告がありました。

◎追加日程第13 報告第2号 中札内墓地通路除雪作業時における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第13、報告第2号、中札内墓地通路除雪作業時における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 中札内墓地通路除雪時における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

平成27年3月17日に中札内墓地通路を村の除雪委託企業に依頼し、村所有の小型ロータリー車で除雪作業を実施したところ、誤って中瀬正恵氏が所有されている墓石の一部を破損する事故が発生し、損害を与えたもので、お詫び申し上げる次第であります。

損害賠償にあたりましては、作業車両が全国自治協会自動車損害共済保険に加入しており、全額の損害額を賠償しようとするものであり、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この中札内墓地通路除雪作業時における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

◎追加日程第14 承認第1号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第14、承認第1号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、原動機付自転車及び2輪車等における税率の引き上げ措置が1年間延長されたことから、昨年6月定例会に提案し、議決いただいた村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正し、新税率の適用を1年間延長するものであります。

なお、本条例改正は平成27年4月1日より適用としていた新税率の施行日を改正するものであり、3月31日までに公布施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは、補足説明を山崎住民課長、お願いいたします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー3番、議案関係資料1ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明をさせていただきます。

今回の改正は昨年法律改正により、平成27年度以後の軽自動車税について適応することとされていた原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車に係る引き上げ後の税率について施行日を見直し、その適応開始時期を1年延期する地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布施行され、本村条例についても同様の延期措置を行う必要があることから、改正をしようとするものであります。

なお、本条例改正は昨年6月に議決いただいた村税条例等の一部を改正する条例における新税率適応の施行日である平成27年4月1日を平成28年4月1日に改正するものであるため、27年4月1日施行日の前日までに改正しておく必要があることから専決処分できる場合を規定した地方自治法第179条第1項の緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときを適応し、専決処分により改正し、3月31日に公布施行したものであります。

具体的には、改正概要の中段の表にあるそれぞれの区分において、平成26年6月改正の欄の改正後の金額が27年度から課税されることになっていたものを、今回専決処分による改正により施行日を平成28年4月1日からとし、28年度から新税率により課税しようとするものであります。

なお、3輪及び4輪の軽自動車の新税率適応については、平成26年6月改正の通り、平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両から適応することとしていますが、4月1日が賦課の基準日あるため、4月2日以降に初度検査を受けた車両は28年度から新税率が適応され、課税されることとなります。

資料の2ページから3ページには、条例の新旧対照表を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、承認第1号に対する質疑を行いたいと思っております。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認の通り、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は可決されました。

◎追加日程第15 議案第32号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) 追加日程第15、議案第32号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

宮部修一君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(宮部修一議員退場)

○議長(高橋和雄君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義君登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

監査委員のうち、議員のうちから選任した監査委員が任期満了となりましたので、宮部修一氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意くださるようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 説明が終わりました。

議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

議案第32号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案の通り同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、この議案は原案の通り同意することに決定をいたしました。

宮部修一君の入場を許可いたします。

(宮部修一議員入場)

◎追加日程第16 議案第33号 中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) 追加日程第16、議案第33号、中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義君登壇)

○**村長(田村光義君)** 提案の趣旨について説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日に施行され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長をおくこととされました。

改正法では、旧教育長はその教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとされているため、経過措置として現教育長の任期である平成28年9月30日まで旧制度での在職は可能ですが、早期に新制度に移行することが適当との判断で、現教育長である上松丈夫氏から、現教育委員長の委員長としての任期満了となる本年5月15日をもって辞職したい旨の願いがあり、4月24日の教育委員会会議において同意されました。

5月16日から新制度に移行し、改正地方教育行政法に基づき、早期に総合教育会議を設置し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を円滑に進めるため、上松丈夫氏を新教育長に任命しようとするものです。

なお、任期は平成27年5月16日から平成30年5月15日までの3年間であります。

ここに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により基づき、議会の同意を得たくご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○**議長(高橋和雄君)** 提案理由の説明が終わりました。

議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(高橋和雄君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま、議題になっております議案第33号、中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、中札内村教育委員会教育委員長の任命につき同意を求めることについては可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○**議長(高橋和雄君)** 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思っております。

訂正させてください。

中札内村教育委員会教育委員長ではなくて、教育長の任命につき同意を求めること。

申し訳ございません、教育長でよろしいそうです。

ここで、上松丈夫君から教育長選任にあたり、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

上松教育長、お願いします。

(上松丈夫教育長登壇)

○教育長（上松丈夫君） 貴重な時間をいただきました。

ただいまは、新教育長として同意をいただき、誠にありがとうございます。

改めて、責任の重さを痛感しているところであります。

今まで、およそ6年7か月、教育長として自分なりに精いっぱい勤めてまいりました。今後は、3月議会に表明いたしました教育行政執行方針の具現化に向けて与えられた期間、議員の皆さんと熟議をしながら新たな気持ちで精神誠意取り組んでまいりますのでよろしくお願いたします。

(拍手)

○議長（高橋和雄君） 教育長のあいさつが終わりました。

◎追加日程第17 議案第34号 財産の購入について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第17、議案第34号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、上程議題に供されました、財産の購入の提案趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、老朽化した大規模草地育成牧場ホイールローダを更新するもので、4月27日に指名競争入札を行い、1,053万円でコマツ道東株式会社帯広支店が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、議案関係資料4ページをお開きください。

大規模草地育成牧場備品購入ホイールローダ1台を購入するもので、5社を指名いたしました。このうち3社が辞退、2社により入札を行いました。落札業者は、コマツ道東株式会社帯広支店で、予定価格1,512万円に対し、最低価格は1,053万円で落札率は69.64%であります。

なお、2番札につきましては、1,058万4,000円でありました。

次のページに仕様書を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第34号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第34号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は可決されました。

◎追加日程第18 議案第35号 平成27年度中札内村一般会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) 追加日程第18、議案第35号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、上程議題に供されました一般会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,250万3,000円を追加し、総額を37億9,360万3,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成26年度、国が地方創生などに取り組む経済対策の補正予算を受け、3月に補正した事業を整理しておりますので、これを先に説明いたします。

国の補正予算の概要が出た時期は、平成27年度予算編成と交付金事業の国との協議時期が重なっておりましたことから、3月補正予算と平成27年度予算に重複して計上した事業があり、この重複予算を減額いたします。

また、補正予算に組み入れる予定で国と協議を行ってまいりました桜六花公園展望台設置工事と、ときわ野第4次分譲予定地の調査設計委託につきましては交付金の対象外事業となり、3月の補正予算にも組み込まず、また、27年度の当初予算にもないことから、今回追加をするものであります。

重複した予算を減額する事業をご説明いたします。

黒ナンバー2番、一般会計補正予算書の10ページをお開きください。

重複して減額する予算の説明になります。

7 款商工観光費、説明欄、次のページを見ていただきたいのですが、印刷製本費、これは観光パンフレットを印刷するもので、75万6,000円の減額。同じく11ページの説明欄、花づくり委託278万8,000円の減額。中札内花フェスタ補助金149万8,000円の減額。

次に12ページ、8 款土木費、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄、定住促進補助金は移住・定住者に対する固定資産税助成、住宅購入奨励、民間賃貸住宅家賃助成などで1,503万3,000円の減額。

以上の事業です。

それでは、そのほかの事業について歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係るある特定財源について併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

9 ページをお開きください。

2 款総務費、説明欄の事務賃金410万2,000円の減額ですが、予算編成当初、配置先未定2人の嘱託職員の人件費をこの総務費で見えておりましたが、産業課商工観光費と教育委員会社会教育費にそれぞれ振り向けいたしましたので、減額いたしております。

次の8 目電子計算費、説明欄、統合宛名システム修正委託192万2,000円の追加は、マイナンバー制度の導入に向け、情報システムの改修を行う必要があり、当初54万円で予算化しておりましたが、新たに専用サーバーの設置が必要となり、それに伴う額を追加しようとするものです。

改修に伴う歳入については、原則補助率10分の10となっておりますので、特定財源として国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金190万円を追加しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、説明欄、事務賃金103万3,000円の追加と、10 ページ、2 項児童福祉費、説明欄、事務賃金120万3,000円の追加は、当初1 人分の賃金をこの臨時福祉給付金給付事業費と子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の2つの事業に按分していましたが、嘱託職員を新たに1 名増員したことにより、それぞれ1 人分の賃金となるように追加をするものでございます。

特定財源といたしまして、この二つの事業は国からの事務費補助があり、それぞれ1 名分を予算計上するため、9 ページの臨時福祉給付金事務費補助金は91万7,000円の追加。10 ページの子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金は111万1,000円を追加するものであります。

次に11 ページ、8 款土木費、1 項土木管理費、2 目公園管理費、説明欄、先ほど説明いたしました桜六花公園展望台設置工事1,500万円の追加です。

公園に展望台の設置と駐車場、通路などを整備するものでございます。

特定財源といたしまして、豊かな環境等創生基金を1,000万円追加しております。

次の調査設計委託は、ときわ野第4次分譲予定地の用地確定委託として1,118万9,000円を追加するものです。

12 ページ、同じく8 款土木費、3 項村営住宅管理費、説明欄、技術賃金305万4,000円の追加は村営住宅管理業務について、正職員から嘱託職員に変わったことにより、技術賃金を追加するものでございます。

特定財源といたしまして、地域振興住宅使用料を次にある公営住宅建設費に充当していた中から組み換えをしております。

また、正職員の給与等の減額については、役場内の人事異動に伴う増減を含めまして、6月定例会において補正を行う予定であります。

次の4目公営住宅建設費、説明欄、公営住宅改修工事706万円の追加は、今年度社会資本整備総合交付金事業配分額の確定により事業内容の変更、長寿命化改善の事業を追加するものでございます。

次に戻っていただきまして、8ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

下段、8款繰越金で歳出予算追加の財源といたしまして、繰越金を見ることができますので80万7,000円を追加し調整するものであります。

次の4ページをお開きください。

第2表地方債補正ですが、公営住宅建設事業の限度額4,270万円を4,570万円に変更しようとするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

12時を過ぎましたが、1項目でございますので、このまま続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） このまま続けて、審議をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点か質問させていただきます。

説明で、おおよそ検討はつくわけですが、まず1点目は9ページ、10ページの臨時福祉給付金、あるいはまた、子育て世代の臨時特例給付金の関係で、嘱託職員1名を増やしたというこんなことでございますが、当初から予測できなかったのか。思いますのは、何か嘱託1名を張り付けることによる補助金が急遽対象になるから補正の追加ということをやったのかなというふうに思うのですが、そこら辺の経緯等々も含めて説明を願いたいというふうに思います。

それから、11ページの桜六花公園展望台設置工事ということで、これについては私が以前一般質問した事項でございますけれども、もっと具体的な工事の内容を教えてくださいのと、工事の時期をどれくらいに予定されているのか。そこら辺を聞いておきたいというふうに思います。

それから、12ページの公営住宅改修工事の関係です。

説明によりますと、配分の確定によって706万円増やしたんだという説明ですが、具体的にどの団地でどのような改修が予定されているのか。その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私のほうから民生費の臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金の事務職員の賃金についてご説明申し上げます。

予算作成時におきましては、職員自体の総枠は変わらないのですが、そこに充てるのが正職員か、臨時嘱託職員かという違いでありまして、当初からそこには職員を1人見ている予定でございました。

ただし、今回この事業につきましては嘱託職員配置になりましたので、歳入がありますので、歳入のほうを今回追加させていただいております。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） まず一つ目のご質問の桜六花の展望台の事業内容ということでございます。

今想定しておりますのは、桜六花公園南、一番高台のところに5メートル程度の展望台を設置する予定です。この5メートルというのは、桜の木を超えて北に広がる村内から帯広につながる平野が展望できるというスポットとなりますので、そういった意味で5メートル程度の展望台を付けるということで想定しております。

また、道路からその場所へ移動する通路、そして、車で入れるということを想定して、一部駐車できるスペースを整備していこうというふうに考えております。

詳細につきましては、このあと設計詰めますので、また具体的な内容についてはご考えをいただければと思います。

時期につきましては、補正いただけましたら、このあと設計を行った後に発注ということになりますので、年内秋くらいまでの完成を目指して、来春の桜の開会時期には共用開始ができるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

次に公営住宅の改修の追加ですけれども、3月議会でもご説明している通り、当初予定の55%程度の配分しかなかったということで事業を大幅に削減しておりました。

今回、706万円の工事の追加による当初計画していた上札内東団地の6戸の住宅改善。それと、泉団地の9戸住宅改善につきましては、予算の措置が少ないということで内部改善だけを当初予算の中で予定しておりましたけれども、今回の追加によって、屋根、壁等の塗り替え等も含めた改善を行って、今申し上げた15戸の住宅の内外の改善を全て行っていくという予算措置をさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 臨時福祉給付金の関係ですと、嘱託職員が配置となったので追加をしたという、結果がそうなったから補正したというように聞こえたのですが、これを見ると、正職員ではなかなか補助対象にならないので、嘱託職員を張り付けることによって補助金が出るから、あえて位置づけしたのかなというふうに聞こえるのですけれども、そこら辺が見えないので、その辺教えてください。

それと、桜六花公園は大体わかりました。

展望台ですから、一番高いところに展望台をつくって、既存の村道からその展望台に登れるような通路を付けてということですよ。併せて、駐車場という話もされましたけれども、何台くらいの駐車場予定されているのか、教えてもらいたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず対象について、申し上げます。

正職員の場合は時間外勤務について対象になりまして、そのほか賃金につきましては、賃金は対象になるということでございます。

今回ここに配置したのは、1人配置する予定でございましたけれども、嘱託職員になりますので、対象となる賃金を歳入として追加しております。

○施設課長（大和田貢一君） 駐車場は、5台の駐車ができる、今予算を想定して組んで

おります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、ありませんか。

5番男澤秋子議員。

○5番（男澤秋子君） 今の桜六花の整備についてなのですけれども、今5台の駐車場の整備だけというようなことだったのですけれども。私としては今年見に行ったのですよね、5月3日。すごくきれいに咲いていたので、5台の駐車場ではどうかなというように今報告を受けて思ったのですけれども。

将来的には、もっともっとたくさんの方が来て駐車できるというようなスペースがなければいけないのではないかと思いますけれども、その点について5台でいいというような今の考え方はどうなのかなということで、私は5台では少し足りないのではないかと考えております。

それと、あともう1点、小さいことですが、13ページの教育費のほうで学校給食業務のほうの賃金が43万5,000円ほどありますけれども、これは職員なり何なりを募集していたと思うのですけれども、その内容が変わったのかなと、それでこれに追加されているのかというように思いますけれども、その点についてご説明願います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 桜六花の5台というのは、桜の開花時期に訪れる人方のための駐車すべてを賄おうという想定ではなくて、下記のシーズンに展望で訪れる方の、展望台を利用される方の駐車場ということ想定して、5台というふうにしております。

春、この後、来年以降どの程度の集客が見込めるかちょっと想定できないので、一時であれば、周辺の村有地も使いながら仮設の駐車場とかそういった対応を含めて検討していきたいと思います。

将来的には、そういったことで常時多くの方々が訪れていただけるような名所になるのであれば、許される範囲で拡大することが可能ですので、そういった段階を踏んで整備を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 学校給食の賃金43万5,000円の追加ですけれども、賃金本体については当初予算で計算しておりました。今年2月、3月にそれぞれ1人ずつ採用したのですけれども、いずれも村外からの通勤、帯広市内からの通勤ということで、当初計上しておりませんでした通勤手当相当分の賃金を今回追加しようとするものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今、桜六花の話なのですけれども、これは将来的に何も考えない計画かなと思うのですよね。やはり今のところ5台というけれども、たぶん春先にはこの間も行ってきたのですけれども、車が回るところもないくらい狭いところなのだけれども。やはり、今のうちからそれなりのことを考えていかないと、あれだけの桜のところにも来ないということにはならないので、どんどん増えてくると思うのですよ。

中途半端なことをしないでやるのなら、一気にそれなりのことをやってはいかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） ご意見もごもっともだというふうには思っております。

ただ、これからまだまだ桜六花公園については、成長過程の中でますます観光スポットとして魅力的な公園になる可能性も秘めてはいますので、今段階的に整備を行っていくという一つのステップ、というふうに考えておりますので、今あそこの公園の中に、例えば数十台、100台ということのスペースを確保することを想定すると、かなり今の桜六花公園の機能自体を痛めるということも想定できますので、まず段階的に整備をしながら状況を見て、浄水場のほうにもまだ用地がありますので、大型車両の含めた将来的な変動があるのであれば、そういった用地を含めて駐車場整備を図るというようなことも考えられますので、今回については段階的なスタートということによってこういった整備でスタートさせていただければというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

1 番北嶋議員。

○1 番（北嶋信昭君） 将来的な見通しの中で、ちょっと聞いたのですがけれども。

ただ、一番心配なのは近所の農家の人にやはり迷惑をかけるということに関しては、車が何台も並ぶと、その春先の農家の忙しい時期に車がそういうふうに並んだりすると大変な思いをするので、なるべく早くそういうものは処置していかないと、近所の人に迷惑をかけることにはならないように早く処置をしていただきたいというそういうことです。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思えます。

そのほか、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第35号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋和雄君） これをもって、この臨時会に付託された事件はすべて終了しました。

したがって、平成27年第2回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前12時21分